

立会い Q & A

Q 1 : 立会い日時を変更したいのですが、どうしたらよいか？

A 1 : お手数ですが、同封の立会通知書に記載の【問合せ先】までご連絡下さい。日程を調整いたします。

Q 2 : 立会日を忘れ、過ぎてしまったが、どうすればよいか？

A 2 : 再度、日程調整いたしますので、お手数ですが、同封の立会通知書の【問合せ先】までご連絡ください。

Q 3 : 土地所有者（登記名義人）が入院等の理由により立会いできない場合は、代理人が立会うことはできるか？

A 3 : 添付の委任状を使用することで、代理人が立会い及び署名することができます。

Q 4 : 土地所有者（登記名義人）が既に死亡している場合は、誰が立会えばよいか？

A 4 : 原則、すべての相続人に立会いをお願いしています。ただし、相続人全員の同意がある場合は、代表者の立会い及び署名でも差し支えありません。また、代表者が立会う場合、委任状は不要ですが、同封の立会通知書を必ずご持参ください。

Q 5 : 土地所有者（登記名義人）が複数人（共有名義）の場合は、全員の立会いが必要か？

A 5 : 原則、土地所有者の全員に立会いをお願いしています。ただし、添付の委任状を使用することで、土地所有者の一人を代表者にし、立会い及び署名を委任することができます。第三者に委任することも可能です。委任状の記入方法については、同封の「委任状記入例」をご確認ください。

なお、土地所有者全員の承諾がない場合、「地籍調査成果の証明（詳細はQ 8 参照）」は発行できません。

Q 6 : 法人の場合、立会い及び署名はどうすればよいか？

A 6 : 原則、法人の代表者（代表権を有する方）に立会い及び署名をお願いしていますが、社員が立会うこともできます。
立会い者ごとの対応方法は以下の通りです。

立会	本人確認方法	署名	備考
法人代表者	・立会通知書	法人代表者	
社員 立会のみ代理	・立会通知書 ・社員証・名刺等	法人代表者 後日提出	委任状は不要
社員 立会・承諾可否 を代理	・立会通知書 ・委任状	代理人	委任状は「社員の個人住所 (法人住所は不可)・氏名」 で作成

(裏面に続く)

Q 7 : 道路、河川との境界確定が済んでいても、立会いは必要か？

A 7 : 地籍調査は国土調査法に基づく調査であり、境界確定とは性質が異なるものです。立会いは任意ですが、道路、河川との境界を再認識いただく良い機会ですので、是非、立会いにご協力ください。

Q 8 : 今回、立会確認することで、どのようなメリットがあるのか？

A 8 : 境界（筆界）にご承諾をいただいた場合、成果公表後となりますが、墨田区の窓口で「地籍調査成果の証明」を取得することができます（手数料400円）。この証明は、道路・河川境界の資料として、土地の分筆や地積更正の登記手続、財産管理などに活用できます。
なお、成果の公表は令和9年度4月頃の予定です。

Q 9 : 確認の署名をしなかった場合は、どうなるのか？

A 9 : 確認未了として記録され、「地籍調査成果の証明」を発行することができません。将来、道路・河川との境界図が必要になった場合は、ご自身で測量費用等を負担し、境界確定申請をしていただくことになります。

Q 10 : 署名に消せるペンは使用できるか？

A 10 : 鉛筆やフリクションインキ等の消せるペンは使用しないでください。

Q 11 : 署名の代わりにゴム印等を使用することはできるか？

A 11 : ゴム印等を使用することができます。ただし、その際は必ず押印をしてください。
インク浸透印は使用不可です。
法人等の場合は、実印又は会社印を押印してください。

Q 12 : 委任状を紛失した場合は、どうすればよいのか？

A 12 : 委任状は、下記墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。印刷のうえ、ご利用ください。
紙での受け取りを希望される場合は、同封の立会通知書に記載の【問合せ先】までご連絡下さい。

墨田区公式ウェブサイト「地籍調査事業」

<https://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/douro/keikaku/chiseki.html>

